

暇空茜が神原元弁護士を訴えて敗訴した裁判（9月26日判決）の判決概要

2024/9/28 弁護士神原元

1 問題とされた発言（2022年11月29日記者会見）

- ① 「Colabo と仁藤さんに対して非常に深刻なサイバーハラスメント、オンラインハラスメントが加えられています」（発言1）
- ② 「その手段、手口は、Colabo、仁藤さんに対して、荒唐無稽なデマを垂れ流し、もう毎日大量のデマを垂れ流し、その信用を傷つけていくと、そういう内容のものであります」（発言2）
- ③ 「要するに、女性差別ですね、これはね、ミソジニー。要するに女性の権利の為に立ち上がった仁藤さんが要するに気に入らない。で、仁藤さんの Colabo の信用を貶めて活動を潰していく。そういう動機だ。」（発言3）
- ④ 「リーガルハラスメントっていうね、言葉があって。要するに合法的な嫌がらせなんですよ、これはね。」（発言4）
- ⑤ 「最終的にはヘイトクライムに行く」（発言5）

2 発言1, 2について（判決14頁～47頁）

「原告が、インターネット上で、Colabo らの社会的評価を低下させる真実に反する情報を繰り返し発信すること（摘示事実①）によって、仁藤を含む Colabo 関係者に対して、意図的に、相当程度の精神的苦痛を与えているという事実（摘示事実②）」

(1) 摘示事実①についての裁判所の判断

ア 暇空が発信した、以下の情報はいずれも真実に反する。

- ① Colabo が少女たちに生活保護を受給させて狭い部屋に共同生活させていたとの情報（2022年9月9日投稿）
- ② Colabo が少女たちに活動を手伝わせる対価として旅行に連れて行き、旅行先で政治活動に参加させたとの情報（2022年9月3日投稿）
- ③ Colabo が東京都に支援対象の少女に係る医療費を請求する一方、同額の寄付を医療機関から受けて、同額を不正に利得したという情報（2022年9月13日投稿）
- ④ Colabo が2019年から3年間、東京都にタイヤ代及び交換費用として合計132万7282円を架空に請求して不正に金員を領得したという情報（2022年11月4日投稿）
- ⑤ Colabo が架空の宿泊支援費を経費として東京都に請求して不正に金員を領得したという情報（2022年11月5日投稿）

- ⑥ Colabo が、現預金を積立金とすることによって助成金を不正な手段によって取得したという情報（2022年9月19日投稿）
- ⑦ Colabo が東京都に領収書を提出していない理由が Colabo において宿泊費の架空請求している点にあるという情報（2022年10月28日投稿）
- ⑧ 仁藤が、バスに2021年11月からついていた傷を新たに付けられた傷であるとの虚偽の主張をして、被害者のふりをしているとの情報（2022年10月18日投稿）
- ⑨ Colabo が2021年度において、実際に活動していないにもかかわらず、架空の費用を計上する等して、不正に委託料を取得しているという情報（2022年11月31日投稿）
- ⑩ Colabo が実際に提供した食事より過大な給食費を計上し、その差額を不正に領得したという情報（2022年9月4日投稿）
- ⑪ Colabo の中長期シェルターが共産党活動家の女性寮になっているという情報（2022年11月5日投稿）

イ ①～⑪から、原告がインターネット上で、Colabo らの社会的評価を低下させる真実に反する情報を繰り返し発信してきたことは真実。

(2) 摘示事実②についての裁判所の判断

ア 上記(1)から、原告の発信によって Colabo 関係者が精神的苦痛を受けていることは明らか。

イ 「仁藤夢乃さんが『すいませんでした二度と作品燃やしません』って詫び入れたら俺はそこで手を止めますよ」との発言から、原告は自分の動機を認めている。

ウ よって、原告が、仁藤を含む Colabo 関係者に対して、意図的に、相当程度の精神的苦痛を与えているという事実（摘示事実②）は真実である。

3 発言3について（判決47～50頁）

(1) 裁判所が認定した発言の重要部分

「原告による真実に反する情報発信の動機が、女性に対する差別意識や嫌悪に基づき、Colabo らの活動を妨害し、停止させる点にあったという事実」

(2) 発言の重要部分が真実相当であること

ア 原告の以下の発言認定

「仁藤夢乃さんを調べているのも温泉むすめ燃やしたからですよ」

「仁藤夢乃さんが作品燃やす人間で、俺はそういうやつを調べあげて痛い腹を探るのが趣味」

「乳揉む程度のセクハラは許される」

「女性は知的に男性に劣るっていうと女の人がバチギレするけど、プロ棋士のよう
な到達点では生理がハンデになって劣るのは間違いない事実やろプロ棋士いまだに
女はおらんし」

イ 原告のような投稿を繰り返せば、Colabo の活動が困難になることは明らか。

ウ よって、被告において、「原告による真実に反する情報発信の動機が、女性に対す
る差別意識や嫌悪に基づき、Colabo らの活動を妨害し、停止させる点にあったとい
う事実」を信じるに相当な理由があった。

4 発言4について（判決51～52頁）

(1) 裁判所が認定した発言の重要部分

「原告が、仁藤を含む Colabo 関係者に対して精神的苦痛を与える目的をもって、東京
都に対する情報開示請求及び住民監査請求を行ったという事実」

(2) 裁判所の認定

ア 発言1で述べた事実が真実であること

イ 原告の以下の発言

「仁藤夢乃さんが『すいませんでした二度と作品燃やしません』って詫び入れたら俺
はそこで手を止めますよ」

「作品を燃やすやつ痛い腹を探るのが趣味なだけだっつーの 共産党が税金吸って
ようが興味ねえの、日本中にあるだろそんなのは。作品を燃やすやつだからやって
るだけだよ」

ウ これらを総合すれば、「原告が、仁藤を含む Colabo 関係者に対して精神的苦痛を与
える目的をもって、東京都に対する情報開示請求及び住民監査請求を行ったという
事実」は真実

(3) 「制度の濫用」という点

上記事実を前提とした論評であって意見乃至論評の域を超えない。

5 発言5について（判決52～53頁）

原告に向けられたものではないので、そもそも名誉毀損とはならない。

6 名誉感情毀損（判決53～54頁）

受忍限度の範囲である。

以上